

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 Tel 089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizyonen/>

発行日／2022年12月13日 VOL.32

被告がはじめての意見陳述

—第25回期日の報告—

■原告の裁判への思い、葛藤

2022年12月7日（水）午後2時から第25回期日が開かれました。原告は9人、傍聴は支援者、学生など約20人が集まりました。最初に、原告側弁護団長の菅先生から、生活扶助相当CPI（消費者物価指数）のおかしさを、学者意見に基づき要旨が説明されました。引き続いて、原告女性から、生活実態の意見陳述がされました。2度目の意見陳述であり、冒頭で、裁判が長期化するなかでの変化や不安を話しました。

「2013年の生活保護基準の引き下げに対して、人間らしく生きたいと全国で1,000人余りの原告が立ち上がり、現在も闘争中です。あれから10年近く、いろいろなことがありました。4年前、愛媛原告団の団長が亡くなりました。亡くなる前日にお見舞いに行ったときは、明日の裁判には行くよ！と言っていました。まだまだ言いたいこともあったろうに、残念でなりません。他にもこれまで、何人の原告が亡くなりました。残っている原告も、高齢だったり病気や障害を抱えていたりする者が多く、裁判に来るだけでも大変なのです。」

まさに、原告皆の思いを代弁していると思います。詳しくは、別欄の陳述要旨をご覧ください。

■被告の意見陳述

この日は被告側がはじめて意見陳述を、約45分にもわたり行いました。内容は、この裁判の争点整理でした。具体的に、①生活保護基準改定にかかる適法性の判断枠組み、②歪み調整のあり方、③デフレ調整のあり方、④激変緩和措置のあり方について説明し、すべて適法であり妥当であるとの内容でした。

事前に40分も陳述があると知らされていたので、どのような内容かと原告も支援者も緊張しながらも期待して聞きました。しかし、生活保護制度の説明に15分ほどもかけ、本題も踏み込んだ内容ではなく、判で押したように厚生労働大臣の広範な裁量を強調するだけに終わりました。

これまで原告や支援者は、欠かさず裁判に出席したり傍聴したりしてきました。裁判後には報告会で、弁護士から何度も基準の決め方、難解な物価指数についての説明を聞き、理解しようと努力してきました。その上で、被告側の説明が理解できるか心配でしたが、被告の陳述には踏み込んだ内容がなく、聞いていてがっかりしました。

■久しぶりの報告集会

裁判後は、いよてつ会館2階において、原告側16人で報告集会を開きました。コロナ禍でなかなか報告会を開くことはできなかったのですが、被告側の主張を理解するためにも今回は開きました。弁護士の先生方や鈴木会長から被告の主張のポイントを説明していただき、また最近報道もされた判検交流の問題も紹介いただきました。

久しぶりに対面で説明を受け、理解を深める機会になりました。そして、大阪、熊本、東京、神奈川と各地で勝訴判決が出て潮目が変わってきつつある今、私たち愛媛の裁判も頑張っていこうという気持ちになりました。引き続きご支援をよろしくお願ひいたします。



【意見陳述書】

2013 年の生活保護基準の引き下げに対し、人間らしく生きたいと全国で 1,000 人余りの原告が立ち上がり、現在も闘争中です。あれから 10 年近く、いろいろなことがありました。

4 年前、愛媛原告団の団長が亡くなりました。亡くなる前日にお見舞いに行ったときは「明日の裁判には行くよ！」と言っていました。まだまだ言いたいこともあったろうに、残念でなりません。他にもこれまで、何人の原告が亡くなりました。残っている原告も、高齢だったり病気や障害を抱えていたりする者が多く、裁判に来るだけでも大変なのです。

子どものいる家庭では、例えば当時小学校に入学したばかりだった子が、もう高校生です。塾代もなかなか出せない中、私立高校へ行くことになると、公立高校での費用が基準になっている就学費を超えててしまいます。足りない分は、少ない生活費を削るしかありません。部活動をしたいと言われても、道具代はいくら掛かるのだろう？ ということがまず頭に浮かび、修学旅行代に 10 万円掛かると言われて途方に暮れ、行くのを諦めさせるしかないという考え方で頭をよぎる、そんな親の気持ちを知ってほしい。

何年も前から、毎年夏になると猛暑日が続く中で、数年前からエアコンをつける費用は出るようになりました。それでも、高い電気代を気にしてつけられず、暗くて暑い部屋でじっと我慢している人たちがいることも知ってほしい。幼稚園バスに取り残されて亡くなってしまった子どものことは、大きなニュースになりますが、1 人の大人が暑い部屋で死んでいても、誰も気に留めません。人間が人間らしく生きられない社会が、まかり通っているのです。

ここ数年のことといえば、マスクや消毒などこれまで掛からなかった出費が増えました。特にここ最近、私たちが一番がんばって節約している食料品や電気代がどんどん値上がりしてきています。私自身のことといえば、昨年お医者さんに糖尿病と診断されて、食べら

れる物に制限があります。でも、食費をギリギリまで削らざるをえない生活では、どうしても安くてお腹が満たされるものしか買えず、なかなか健康的な食生活は望めません。その結果、ますます健康を害するという悪循環になります。誰もすき好んで病気をしたり、ケガをしたりしているわけではありません。

コロナの支援金が何度か出ましたが、これだけ影響が長引く中で、さらに物価高も重なってくると、一時金ではとても足りません。生活保護で生きていかざるをえない者が、同じ人間として、人間らしい生活ができるようにして下さい。

次回裁判のお知らせ

次回第 26 回期日は、松山地方裁判所にて
3月 15 日（水）14 時から行われます。
傍聴ならびにご支援をよろしくお願ひいたします。

事務局森さん作の“かわいいカード” 12 月の裁判にてお渡ししました！



年度会費納入のお願い

会員の方は 2022 年度会費を振込用紙にてお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費◆

個人会員 — 1 口 500 円から

団体会員 — 1 口 1,000 円から

◆振込先◆

ゆうちょ銀行 1640-3-132357

名義：生存権裁判を支える愛媛の会



■絵画と絵手紙で華やかな会場

2022年11月12日（土）午後から、ピュアフルまつやまにて、いのちのとりで裁判アクション設立10周年記念イベントを開催いたしました。原告、支援者らが約50人集まりました。10周年を祝い、会場は原告が作られた押花による絵画、絵手紙を展示しました。また、当会会報を1号から最新号までを拡大し、展示しました。



会場に入ってくる参加者は、展示している絵に「きれいねえ」、会報に「あら、懐かしい」と声をあげていました。始まる前から、あちこちで会話が弾み、和やかな雰囲気でした。

■潮目が変わってきた裁判

記念講演は、いのちのとりで裁判全国アクションの共同代表の井上英夫さんによる「社会保障裁判の意義と展望—権利はたたかう者の手にある—」でした。

全国的には、これまで13地裁で判決が出ており、当初はほぼ原告敗訴だったが、今年に入り熊本、東京、神奈川と3地裁で原告勝訴が相次いだとし、裁判所の判断の特徴を話されました。勝訴判決では、生活保護基準は利用者の人権として保障されるものと認めたとし、潮目が変わってきたと強調しました。

負け続けても原告があきらめず、理論的に生活実態を訴え続けたことで、「裁判官を動かした」と分析し、「愛媛から日本を変えてほしい」とエールを送りました。

■活動10年を懐かしく振り返る

次に、事務局を10年にわたり担ってきた小淵あけみさん、富長泰行さんが、パワーポイントを使って当会の活動を振り返りました。設立当時のエピソード、提訴した時の様子、1年に1回行っていたバス旅行など、懐かしい写真が次々と紹介されると、参加者からも「ああ、あのときの…」と声が上がりました。



報告を受け、弁護団長の菅陽一さん、原告のお二人から思い出が話されました。とりわけ菅さんからは、裁判に立ち上げることは勇気がいることであるとし、提訴した原告を慰労するとともに、生活保護を利用していること、また裁判をすることに対して、誹謗中傷がある場合には相談してほしいと力強く語りました。

最後に、当会設立の立役者である元副会長の山内淳正さんをお招きし、花束をお渡しながら感謝の意を表しました。93歳になる山内さんからご挨拶をいただき、参加者は元気をいただきました。

当初、10周年記念集会は7月に開催予定でしたが、コロナ禍のために延期し、11月の開催になりました。まだ続くコロナ禍のため、基調講演の井上英夫さんはZoomでの講演でしたが、原告や支援者は会場に集まり、10周年を祝うことができました。イベントは無事に終了し、口々に「今度は、裁判で勝って、勝訴を祝う会をしようね」と言い合い、わかれました。

※10周年記念に、原告のお一人が描かれた絵手紙、「幸運のわらじ」ストラップ、松山市内の菓子店「洛彩」の和菓子が、参加者全員に配されました。



メール buchiko5@chime.ocn.ne.jp (こぶちあけみ)
FAX 089-975-4551

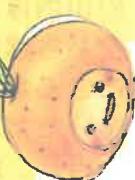
ご依頼主のお名前 メモ	〒・住所 	TEL・FAX
お届け先の〒・住所・TEL・FAX お届け時間(記入ない場合最終時間にします)		
お届け先のご氏名 1 2 3 4 5	数量 1 2 3 4 5	金額 1 2 3 4 5
希望配達時間(記入ない場合最終時間にします)		
受付日 _____		
郵送確認		

2022みかん de 支援裁判 Action!

「いのちのとりで
裁判」
愛媛 Action!

今年もよろしくお願ひします！

毎年好評の愛媛みかん「高市さんちのみかん」を今年もお届けいたします。11月から12月末までの期間に発送できる早生みかんです。新型コロナウイルスは年明けには丸3年を迎えます。収束するのかしないのか、第3波はインフルエンザ同時流行かとの予測です。罹患する人が増えました、様々な後遺症も静かに広がっています。くれぐれもご自愛ください。



「人間らしく生きたい裁判」とは？

2013年度から2年間で3度にわたりて最大10%もの生活保護水準引き下げが行われました。全国29都道府県約1000人の原告が、愛媛では40名が原告を元に原告と立ち上がりています。生活保護基準は憲法で保障する最低限度の暮らしができる最低生活費の水準です。賃金や社会保障などすべての水準の基準となります。生活保護利用者への販当たりが強いか、法廷内外で厳しい生活の現状を訴え、憲法25条を守らねばり強くたかっています。おいしいみかんを食べて、財政面での裁判へのご支援をよろしくお願ひします。

早生みかん

【発送の場合】

7キロ (送料込) **4,300円**

【直接受取に来れる方】

7キロ (送料込) **3,300円**

引取場所：生協病院組合販売ルーム
※平日 9時~17時までにお願いします。

【受付期間】

11月10日~12月25日まで
※運送料金は別途算入されます。

【お申込先】

いのちのとりで裁判愛媛アクション
ミカン担当 こぶちあけみ
TEL 089-975-4551 (留守TELも)
E-mail buchiko5@chime.ocn.ne.jp

【お支払い方法】

ご注文時に開封の御警戒をおかれています。
当金に未納の方、ならびに今年度会員登録の方へお預かりします。
【振込口】1000円 割り込み500円
【振込口】ゆうちょ銀行
名義：生協病院組合販賣部
番号：01630-3-122357

